

# 安芸高田市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売 重要事項説明書

あなたに対する指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 事業者概要

- (1) 事業者名 社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会
- (2) 所在地 広島県安芸高田市吉田町常友 1564 番地 2
- (3) 代表者氏名 会長 水重 克幸
- (4) 電話番号 (0826) 42-2941

## 2 事業所概要

### (1) 事業所名称

介護保険法令に基づき広島県知事から指定を受けている事業所名称（指定日および介護保険事業所番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき広島県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
安芸高田市社会福祉協議会 福祉用具貸与事業所 平成 21 年 6 月 1 日 指定（3473600355）	指定特定福祉用具販売 指定特定介護予防福祉用具販売

- (2) 所在地 広島県安芸高田市吉田町常友 1584 番地 4

- (3) 電話番号 (0826) 47-1300

- (4) 事業の目的 要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適切な指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とします。

- (5) 運営の方針
  - ①事業所の福祉用具専門相談員は、介護状態又は要支援状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、要介護状態にある利用者については、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ります。また、要支援状態にある利用者については、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は改善を図ります。
  - ②指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売は、目標を設定し計画的に行います。
  - ③事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の提供に努めます。

- ④事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑤事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ⑥事業所は、指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

- (6) 実施地域 安芸高田市、北広島町全域
- (7) 営業日 月曜日から金曜日(国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。)
- (8) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

### 3 職員の体制

管理者	1名
福祉用具専門相談員	常勤換算で2名以上

### 4 指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の提供方法

- (1) 指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境に踏まえて選定し、使用できるよう専門知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供します。また対象福祉用具においては、貸与又は販売のいずれかを選択できることについて説明及び提案を行います。
- (2) 指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、機能、安全性、衛生状態等の点検を行います。また利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに必要な場合は使用方法の案内、修理等を行います。
- (3) 指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した特定福祉用具販売計画又は指定特定介護予防福祉用具販売計画を作成し、利用者又はその家族へ交付します。

### 5 取り扱う種目

- (1) 腰掛便座
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3) 入浴補助用具
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動用リフトのつり具の部分
- (6) 排泄予測支援機器
- (7) スロープ
- (8) 歩行器
- (9) 歩行補助つえ

### 6 利用料等

- (1) 指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の利用料として販売費用の額を別途提示させていただきます。
- (2) 指定特定福祉用具又は指定特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、全額事業所が負担します。

- (3) 指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際は、利用料として販売費用の額の支払いを受けるものとし、保険給付の償還請求に必要となる証明書を利用者に対して交付します。

#### 7 保険給付の申請に必要な書類等の交付

指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売に係る利用料として販売費用の額の支払いを受けた場合は、次の事項を記載した書面を利用者に対し交付します。

- (1) 当該指定特定福祉用具販売又は当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
- (2) 提供した指定特定福祉用具又は指定特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 当該指定特定福祉用具又は当該指定特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該指定特定福祉用具又は当該指定特定介護予防福祉用具の概要

#### 8 利用料のお支払方法

- (1) 振 込 納品後 10 日以内に指定の金融機関にてお振込みいただきます。
- (2) 集 金 納品後 10 日以内に福祉用具専門相談員が利用者宅へ伺い、利用料をお支払いいただきます。

#### 9 サービス提供記録の開示

事業所は、利用者に対する指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の実施について記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者の請求に応じて閲覧又はその複写物を交付することにより、情報を提供します。

#### 10 身分証明書の携行

福祉用具専門相談員は、身分証明書を常時携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、身分証明書を提示します。

#### 11 衛生管理等

- (1) 従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施します。

#### 12 相談・苦情対応及び処理体制

- (1) 窓 口 安芸高田市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所
- (2) 受 付 時 間 営業日の AM8 : 30 から PM5 : 30 まで
- (3) 連 絡 先 TEL (0826) 47-1300 、 FAX (0826) 47-1302
- (4) 苦 情 解 決 責 任 者 安芸高田市社会福祉協議会 事務局長
- (5) 苦 情 受 付 担 当 者 安芸高田市社会福祉協議会 介護支援課長  
安芸高田市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所 管理者
- (6) 第 三 者 委 員 3 名 希望される方は社会福祉協議会 42-2941 まで
- (7) 苦 情 の 受 付 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

- (8) 受付の報告・確認 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情受付責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を連絡します。
- (9) 解決の為の話し合い 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次によります。
- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
  - イ. 第三者委員による解決案の調整・助言
  - ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(10) その他の苦情受付機関

安芸高田市市役所 保険医療課	所在地：安芸高田市吉田町吉田 791 番地 連絡先：TEL 42-5618 利用時間：午前 8：30～午後 5：15
北広島町役場保健課	所在地：山県郡北広島町有田 1234 番地 連絡先：TEL 050-5812-1853 利用時間：午前 8：30～午後 5：15
広島県国民健康保険団体連合会	所在地：広島市中区東白島町 19-49 国保会館 連絡先：TEL 082-554-0783 利用時間：午前 8：30～午後 5：15
広島県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：広島市南区比治山本町 12 番地 2 連絡先：TEL 082-254-3419 利用時間：午前 8：30～午後 5：30

13 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を行い、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14 秘密の保持

事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。なお、サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

15 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。また、虐待の防止のための指針を整備し、研修を定期的実施します。なお、これらを適切に実施するため管理者を担当者とします。

## 16 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の提供を継続的に実施及び早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。業務継続計画については、従業員へ周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的の実施します。また、定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 17 その他

- (1) 事業所は、福祉用具専門相談員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
  - ② 継続研修 年 1 ～ 2 回
  - ③ その他の研修
- (2) 事業所は、適切な指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに、緊急やむ得ない理由を記録します。

(乙) 指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の提供開始に際し、甲に対して本書面に基づき指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の内容及び重要事項を説明し交付しました。

(乙) 事業者

所在地 広島県安芸高田市吉田町常友 1584 番地 4

名称 安芸高田市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の内容及び重要事項の説明及び本書面の交付を受け、指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売の提供開始に同意いたします。

(甲) 契約者 (利用者)

住所

---

氏名

---

上記代理人 (家族及び第三者)

住所

---

氏名

---

(続柄 )